



# 島根県報

平成22年4月2日（金）

第2,175号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
買収すべき農地の対価の算定方法の廃止	（農業経営課）	2
農業災害補償法の規定による組合員等の当然加入の除外基準	（ 〃 ）	2
補助金等交付規則第3条の規定により再生の森事業費交付金の交付の対象等を定める告示	（林業課）	2
保安林の指定施業要件の変更	（森林整備課）	3

### 【漁調委告示】

海面における区画漁業権に係る漁場計画案に関する公聴会の開催		4
-------------------------------	--	---

### 【内水面漁管委告示】

平成22年度水産動植物の増殖計画		4
------------------	--	---

**告 示****島根県告示第261号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成22年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人やわらぎ	居宅介護支援	介護相談やわらぎ	雲南市木次町山方499-1	平成22年3月25日

**島根県告示第262号**

買収すべき農地の対価の算定方法（昭和46年島根県告示第344号）は廃止し、平成22年4月2日から施行する。

平成22年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第263号**

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第16条第1項ただし書の規定により、同法第15条第1項第1号の農作物ごとの耕作の業務の規模の基準を次のとおり定めたので、農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）第1条の5第2項の規定により告示する。

農業災害補償法の規定による組合員等の当然加入の除外基準（平成21年島根県告示第415号）は、廃止する。

平成22年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 基準

農作物の種類	耕作の業務の規模の基準	基準を適用する区域
水稲	20アール	益田市、鹿足郡及び隠岐郡の区域
	25アール	松江市、浜田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、八束郡、仁多郡、飯石郡及び邑智郡の区域
	30アール	出雲市及び簸川郡の区域
陸稲	10アール	島根県の区域
麦	20アール	益田市、鹿足郡及び隠岐郡の区域
	25アール	松江市、浜田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、八束郡、仁多郡、飯石郡及び邑智郡の区域
	30アール	出雲市及び簸川郡の区域

## 2 基準の適用

水稲及び陸稲については平成22年産のものから適用し、麦については平成23年産のものから適用する。

**島根県告示第264号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、再生の森事業費交付金の交付の対象等を次のよ

うに定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定による県民再生の森事業費交付金の交付等の対象を定める告示（平成19年島根県告示第285号）は、廃止する。

平成22年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

再生の森事業費交付金

2 交付の目的

水資源のかん養、県土保全、緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森や緑を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的とする。

3 交付の対象者の範囲

森林所有者、森林組合又は林業事業者

4 交付の対象となる事務又は事業の内容

事業細目	対象とする経費
不要木伐採	不要木の伐採（10年以上適切な管理が行われていないために荒廃している林齢36年以上のスギ又はヒノキの人工林（当該人工林を主体として一体的な整備を行う場合は林齢36年未満の区域を含む。）で交付の対象者が水資源のかん養や土砂災害の防止等公益的な機能を維持していくために行う伐採をいう。以下同じ。）を行うのに要する経費及び諸掛費
侵入竹伐採	侵入竹（不要木の伐採を行う森林に侵入した竹及びその発生源の竹林をいう。）を伐採し、及び整理するのに要する経費及び諸掛費
竹林伐採	竹林（民家、公共施設等の周辺に侵入する竹の発生源となっている竹林に限る。）を伐採し、及び整理するのに要する経費及び諸掛費
広葉樹植栽	不要木の伐採をした森林又は竹林の伐採をした森林で行う広葉樹を植栽するのに要する経費及び諸掛費
森林国営保険の加入	不要木の伐採をした森林において、伐採した後に残る主たる上層木を対象とした森林国営保険への加入に要する経費
管理道開設	森林を管理するために必要な道路を開設するのに要する経費
抵抗性マツの植栽	抵抗性マツを植栽するのに要する経費及び諸掛費

5 交付金の額

知事が別に定める額とする。ただし、不要木伐採、広葉樹植栽、侵入竹伐採、竹林伐採、管理道開設又は抵抗性マツの植栽で森林組合又は林業事業者が受託して実施する場合は委託費と知事が別に定める額のいずれか低い方の額とし、森林国営保険の加入はその保険の加入に必要な額とする。

6 その他

(1) 森林所有者と県は、別に定める再生の森事業実施要領（平成17年3月29日付け林第1571号）に基づく協定を締結しなければならない。

(2) 知事に提出する申請等の書類は、実施場所を所轄する支庁、各農林振興センター又は各農林振興センター各事務所に提出すること。

島根県告示第265号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3に

において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成22年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市旭町都川2552-2
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 漁 業 調 整 委 員 会 告 示

### 隠岐海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、海面における区画漁業権に係る漁場計画案に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成22年4月2日

隠岐海区漁業調整委員会会長 小 中 竹 雄

#### 1 日時、場所及び案件

日 時	場 所	案 件
平成22年4月12日（月） 14時20分～	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一62番地 漁業協同組合 J F しまね西郷支所 3階会議室	海面における区画漁業権に係る漁場計画案について（隠岐海区分）

#### 2 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する書類の名称  
漁場図、漁場計画一覧表及び総合連絡図
- (2) 縦覧の期間  
平成22年4月5日から同年4月9日まで
- (3) 縦覧の場所  
島根県農林水産部水産課、隠岐支庁水産局及び隠岐支庁水産局島前出張所

## 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第127条の規定に基づく平成22年度水産動植物の目標増殖量は次のとおりである。

平成22年4月2日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

1 水産動植物放流計画

河川名	あゆ		うなぎ	こい	ふな		すずき	やまめ	わかさぎ	えび	もくずがに
	(千尾)	卵	(千尾)	(千尾)	(千尾)	卵	(千尾)	(千尾)	卵	(kg)	(千尾)
	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(万粒)		(kg)
内共第1号 宍道湖			25 500		80 2,000	750			100	700	
内共第2号 斐伊川	148.2 850		10 200		4.5 90			23.75 604			5 100
内共第3号 神戸川(下流)	433 2,340		11.2 280		8 90		2.5 20	12 280			4.75 95
内共第4号 神戸川(上流)	28.67 160		0.8 20		1 10			4.25 100			0.25 5
内共第5号 神西湖					6 60					10	3 40
内共第6号 江の川	1,800 9,000	4,000	12 400		10 100		5 250	10 80			50 35
内共第7号 八戸川	369 2,470		1.7 50					30 300			
内共第8号 周布川	100 800		2.5 100					14.5 800			2.5 100
内共第9号 三隅川	110 495		1.2 30					4 62			1 20
内共第10号 高津川	1,000 4,000		2.55 150		3 42			90 780			10 1
総計	3,988.87 20,115	4,000	66.95 1,730	0	112.5 2,392	750	7.5 270	188.5 3,006	100	710	76.5 396

2 産卵場造成計画

(面積: m<sup>2</sup>)

魚種	あゆ	うぐい	おいかわ(はえ)
内共第2号 斐伊川			115
内共第3号 神戸川(上流)	13,500		
内共第6号 江の川			3,000
内共第7号 八戸川			200
内共第9号 三隅川	1,000		
内共第10号 高津川	6,000		500